

文書番号 JS-NAIKI-005

## 文書名 交際費等の経費利用に関する内部規則

### 第1条(内規の目的)

この規則(以下、「内規」という)は、株式会社人財ソリューション(以下、「会社」という)が行う事業活動において、社外との円滑なコミュニケーションを維持・発展させるために必要と判断される諸経費の取り扱いについて定めるものである。

### 第2条(対象者)

この内規は、会社に雇用され就業内規に定める役員及び従業員、嘱託社員または顧問契約を結んだ者(以下、「従業員等」という)が、交際費等を利用する際に適用する。

### 第3条(交際費等の範囲)

この内規で企図とする交際費等とは、会社の事業活動を維持・発展させるために必要と判断される下記の行為等に伴う支出を指す。

- ・出張時等に訪問先へ持参するための土産の購入
  - ・社外の人との飲食
  - ・社外への人・団体への物品やサービス、チケット、金券類の提供 等
- (2) 社外の人・団体とは、会社の従業員等以外の者・団体を言い、顧客や求職者を含む。
- (3) 支出は、社会通念上の常識の範囲内でのものに努めること。

### 第4条(取り扱い手順)

交際費を活用しようとする者は、原則として、事前に対象者・目的などを上位の管理者に申請し、その承認を得なければならない。

- (2) 会社の交際費精算手続きは、その上位者が承認しているものについて行う。

### 第5条(交際費等の支払い)

交際費の支出は、原則として、申告者による立替払いとし、会社の会計処理対象期間内に精算処理を行ったものについて、その都度精算又は当該月の給与に合わせて精算する。

- (2) 会社は、その金額や内容により、これらの物品・サービス提供事業者への直接支払いを行うことがある。
- (3) 交際費を使用しようとする者は、その物品・サービス等の費用が適切に提示されているものかの吟味を行い、客観的な視点で合理的なものであると判断した上で、使用する。
- (4) 個人がこれら物品・サービス提供事業者に支払った対価やクレジットカード・IC カード等

の支払いに付帯し、これら事業者が支払者に付与するサービスポイントについては、支払者個人への帰属を認める。但しサービスポイント取得を目的とした経費使用をしないこと。

#### 第6条(精算処理)

会社は、原則として、申請者から領収書等の提出とその使用目的・対象者・その承認者等の説明を受け、その精算処理を行う。

- (2) 申請者は、会社会計上の処理が速やかに行われるよう、決算の取り扱いに留意し遅滞なく精算処理の申告を行う。
- (3) 会社は、精算時の申告内容が事前の承認内容と著しく異なる場合、または上位者の承認がない場合などの疑義がある場合、精算の手続きを保留または拒否することがある。
- (4) 私的利用等、悪質な虚偽の申告は、就業内規に基づく懲戒の対象とすることがある。

#### 第7条(その他)

- (1) 本内規の各条文の解釈について疑義が生じたときは、人事担当部署に申出るものとする。その場合、会社はできる限り速やかに回答を行うものとする。
- (2) 本内規は、2022年4月1日から発効する。

#### 【関連内規】

会社規則 JS-KISOKU-001 就業規則  
内部内規

#### 発効・改訂履歴

2022年4月1日発効 起案者:鈴木玉青 承認者:代表取締役 室伏剛史(2022.3.15)

以下、余白。